

■ 審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

介護従事者の処遇改善を図るといふ介護報酬の改定により、介護保険料の急激な上昇を抑制するため基金を設置するもの。

基金積立額は町が20年度に受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額として、第4期計画の3カ年において取り崩し被保険者の負担を軽減するもの。

● 議案第14号

湯沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■ 審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

普通徴収の第1期から3期（4、5、6月）は所得確定以前の暫定徴収であり、被保険者に多くの戸惑いを与えることから、7月以降の所得が確定するまでの暫定賦課は取りやめ、4期から12期の9回で集めきるといふ徴収の特例を設けたもの。

主な質疑

◎：湯沢町における後期高齢者人口の割合はどうか。

▲：全人口8470人中1252人（14・8％）である。

◎：保険料の納入の仕方に分けるとどうか。

▲：特別徴収97人、普通徴収237人、併用する人159人である。

● 議案第15号

湯沢町こどもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■ 審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

子育て支援対策の一環として、子どもの医療費助成事業の通院医療費助成対象者を、現行の1歳から6歳までから、入院医療費助成対象者と同じ1歳から12歳までに拡大することに伴い、条例の一部を変更するもの。

主な質疑

◎：かかる経費はどれくらいか。

▲：一般会計から650万円を支出する。

◎：県としても同じような施策を準備しているが、

▲：県が行えば、その分町の支出が減ることになる。

● 議案第25号

平成20年度国民健康保険

特別会計補正予算（第3号）について

■ 審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算からそれぞれ300万円を減額し、それぞれ10億6519万7千円とするもの。歳出の主なものは、昨年4月から義務づけられた特定検診の受診率が伸びなかつたため、委託料を300万円減額するもの。

主な質疑

◎：特定検診の受診率が65％に達しないとペナルティがあるとのことだが、

▲：どのような内容か。

◎：働き盛りの世代の体内脂肪の減少が最大の目的だったのだが、その方々の受診が一番少なかった。

▲：重い課題である。ペナルティは調整交付金の減額が予想されるが、この自治体でも同じ状態なので、どのようなペナルティになるかはまだ見通せない。

● 議案第26号

平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

■ 審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算にそれぞれ12万5千円を追加し、歳入歳出の総額を9683万円とするもの。歳入は、厚生労働省からの「平成20年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金」の増額補正である。

主な質疑

◎：円滑運営事業の補助とは何か。

▲：所得の低い世帯の均等割額の軽減が、2割、5割、7割であったものが2割、5割、8.5割に変更されたことに伴ってシステムの改修が必要になったが、その不足金が遅れて支給されることになったものである。

◎：選択制の導入によって、特別徴収から口座振替へと変更になった件数は？

▲：824通の案内を出したが、申し込みはわずか11件しかなかった。

● 議案第27号

平成20年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について

「賛成全員で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1196万8千円を増額し、予算総額をそれぞれ7億2099万6千円とするもの。

歳入は、国県、支払基金交付金、負担金等の歳入見込みを精査して364万5千円を減額。介護保険料95万7千円、一般会計からの介護給付費等51万9千円、準備基金から821万8千円等を繰入れる。また介護従事者処遇改善臨時交付金591万9千円の増額もある。

● 請願第1号

C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願

■ 審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

主な質疑

◎：湯沢にはどれくらいの人数の患者がいるのか。

▲：プライバシーに関わることで掘めてはいない。「全員救済を求める会」の組織に入っている人は4人と聞いている。

■ 審査の結果